

第5章 学校施設整備の基本的な方針等

方針1 計画的な保全による長寿命化の推進

- 厳しい財政状況が続く中、施設の老朽化が教育活動に支障を及ぼすことのないよう、予防保全の考え方を取り入れた長寿命化型改修に転換し、適切な維持管理と施設の長寿命化によるライフサイクルコストの削減を図ります。

方針2 これからの学習内容に対応する機能的な施設の整備

- 少人数指導、個別指導、幼・小・中連携、ICTを活用した情報教育、環境教育等、これからの学習内容・学習形態に必要な空間の確保、設備等の環境整備を進めます。

方針3 誰もが安全に利用できる施設としての機能向上

- 誰もが安全に利用できるよう、段差解消や手すりの設置、多目的トイレの整備等、施設・設備のユニバーサルデザイン（UD）化を図ります。

方針4 民間活力の導入による財政負担の軽減

- 学校施設の整備に際しては、PPP（官民連携事業）等の民間活力導入の可能性も視野に入れて検討し、財政負担の軽減と民間ノウハウによるライフサイクルコスト低減を図ります。

方針5 施設保有量の最適化

- 将来の児童生徒数の見通しや地域の人口分布に注視し、必要に応じて小学校の適正規模・適正配置について検討します。
- 「小中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」に基づき、学校教育法の標準学級数を下回る学校については、地域の中で学校が置かれている状況、教育環境等を踏まえながら、在り方について検討します。
- 老朽化が進んでいるプール施設は、夏季のみ稼働している現状から、更新時には、近隣校との共有使用や、市の施設や民間施設の利用も含めて検討します。
- 幼稚園は、少子化に伴う就学前児童の更なる減少が見込まれることから、施設の統廃合を進めるとともに民営化も検討します。また、今後の運営のあり方や老朽化の状況等に応じて、施設の改修方法や改修時期も検討します。